



埋蔵文化財の取扱いについて

I. 埋蔵文化財とは

文化財保護法（以下、法）では「土地に埋蔵されている文化財」を埋蔵文化財とし、埋蔵文化財を包蔵する土地を「埋蔵文化財包蔵地」としています。簡単に述べると、土地に埋まっている土器や石器のような昔の人の使用していた物（遺物）や建物跡など（遺構）が埋蔵文化財であり、この埋蔵文化財が埋まっている場所（集落跡や貝塚、古墳、古窯址、城址など）が埋蔵文化財包蔵地です。一般的にこれらの場所を遺跡と呼んでいますが、この遺跡と埋蔵文化財包蔵地とはほぼ同じ意味です。

この埋蔵文化財は、我が国の歴史を知る上で大変重要なものであり、一度壊してしまうと元に戻すことのできない貴重な国民的財産です。埋蔵文化財を末永く保存・活用し、子孫に伝えることは現代の我々に課せられた責務といえます。

豊橋市内には、1,411か所（令和7年3月31日現在）の埋蔵文化財包蔵地が確認されています。豊橋市教育委員会（以下、市教委）では、これを文化財分布図や台帳にまとめ、所在を明確にしています。

II. 開発行為に伴う埋蔵文化財の取扱い

1. 埋蔵文化財包蔵地の照会

土木工事や建築工事等を計画される場合、その工事範囲内に埋蔵文化財が所在有無を、事前に確認してください。豊橋市内の埋蔵文化財包蔵地の位置や範囲は、公開型GISサイト「ちずみる豊橋」(<https://www2.wagmap.jp/toyohashi/Portal>)で公開しています。「まちづくり情報マップ」内の「遺跡・文化財マップ」でご確認いただけます。

「ちずみる豊橋」での判断が難しい場合、また紙面等での回答が必要な場合には「埋蔵文化財照会フォーム」(<https://ttzk.graffer.jp/city-toyohashi/smart-apply/apply-procedure/6474493113054806903/door>)または文化財センター窓口にお問い合わせください。文化財センター窓口でご相談される場合は、照会したい範囲を示した地図をご準備ください。また、計画が具体的に進んでいる場合には、それらの設計図を併せてご提示くだされば、その後の手続き等について詳しくご説明いたします。また、発掘調査となる場合には調査期間の確保や費用負担など工事計画に大きく影響を及ぼすことがありますので、計画段階のなるべく早い時期に市教委へご相談ください。

2. 照会の回答

「埋蔵文化財照会フォーム」で照会された場合、以下の内容が回答されます。

・回答1：該当する場合1

工事に着手する60日前までに届出が必要です（法第93条）。工事の内容によっては事前に確認調査（試掘）を行いますので、時間に余裕を持って届出をご提出ください。（※確認調査から工事が遺跡に影響を及ぼすと判断された場合は協議を行い、遺跡の破壊が避けられない際は発掘調査となります。）

・回答2：該当する場合2

滅失や発掘調査済み等のため、事前の届出は不要です。ただし、土木工事等によって新たに埋蔵文化財を発見した場合には、現状を変更することなく、すみ

やかに届け出る必要があります（法第 96 条）。

・回答 3：該当しない場合

事前の届出は不要です。ただし、土木工事等によって新たに埋蔵文化財を発見した場合には、現状を変更することなく、すみやかに届け出る必要があります（法第 96 条）。

3. 埋蔵文化財発掘の届出・通知

埋蔵文化財包蔵地内で掘削作業を行う場合、民間事業者は法第 93 条に基づく届出を工事着手の 60 日前までに、国や地方公共団体は法第 94 条に基づく通知を計画策定の段階で、それぞれ愛知県知事（以下、県）へ行くことが義務付けられています。

届出・通知に必要な提出書類（様式 2）は、正本 1 部と副本 1 部の計 2 部を作成し、市教委経由で県へ提出します。この届出・通知に基づいて、県からは発掘調査の実施等、取扱いの指示が出されます。様式 2 は文化財センターHP からダウンロードできます。

届出・通知を市教委で受理する際、設計から掘削が遺構面に達する可能性があるとして市教委が判断した際には、確認調査（試掘）の実施後に届出・通知を県へ送付する場合があります。確認調査（試掘）の費用は市教委の負担で行います。確認調査（試掘）の結果、掘削により遺跡へ大きな影響が生じると判断される場合は、届出・通知を県へ送付する前に、市教委と事業者で設計変更等を含め埋蔵文化財の取り扱いについて協議します。遺跡の破壊が避けられない場合は、発掘調査となります。

4. 県からの指示事項

埋蔵文化財発掘の届出・通知に対し、県より埋蔵文化財の取扱いの指示が正式に出されます。主な指示事項には以下のものがあります。

- ・発掘調査：工事実施前に発掘調査を行って下さい。
- ・工事立会：工事期間中に県または市教委の埋蔵文化財専門職員が立会います。
- ・慎重工事：埋蔵文化財に影響を与えないよう、慎重に工事を実施して下さい。

Ⅲ. 工事中に新しく埋蔵文化財を発見した場合

土木工事等の掘削工事中に新しく遺跡と認められるものを発見した場合は、現状を変更することなく、延滞なく県への届出や通知（法第 96 条第 1 項）が義務付けられています。また、必要に応じて現状を変更することになる行為の禁止（法第 96 条第 2 項）が命ぜられることもあります。この場合も届出に基づき、県から発掘調査、現状維持等の指導がなされますので、指導に従い対応することになります。

なお、発見された埋蔵文化財（遺物）の取扱いについては、遺失物法第 13 条により拾得物として取扱われ、文化財として認定された後、愛知県に帰属します。

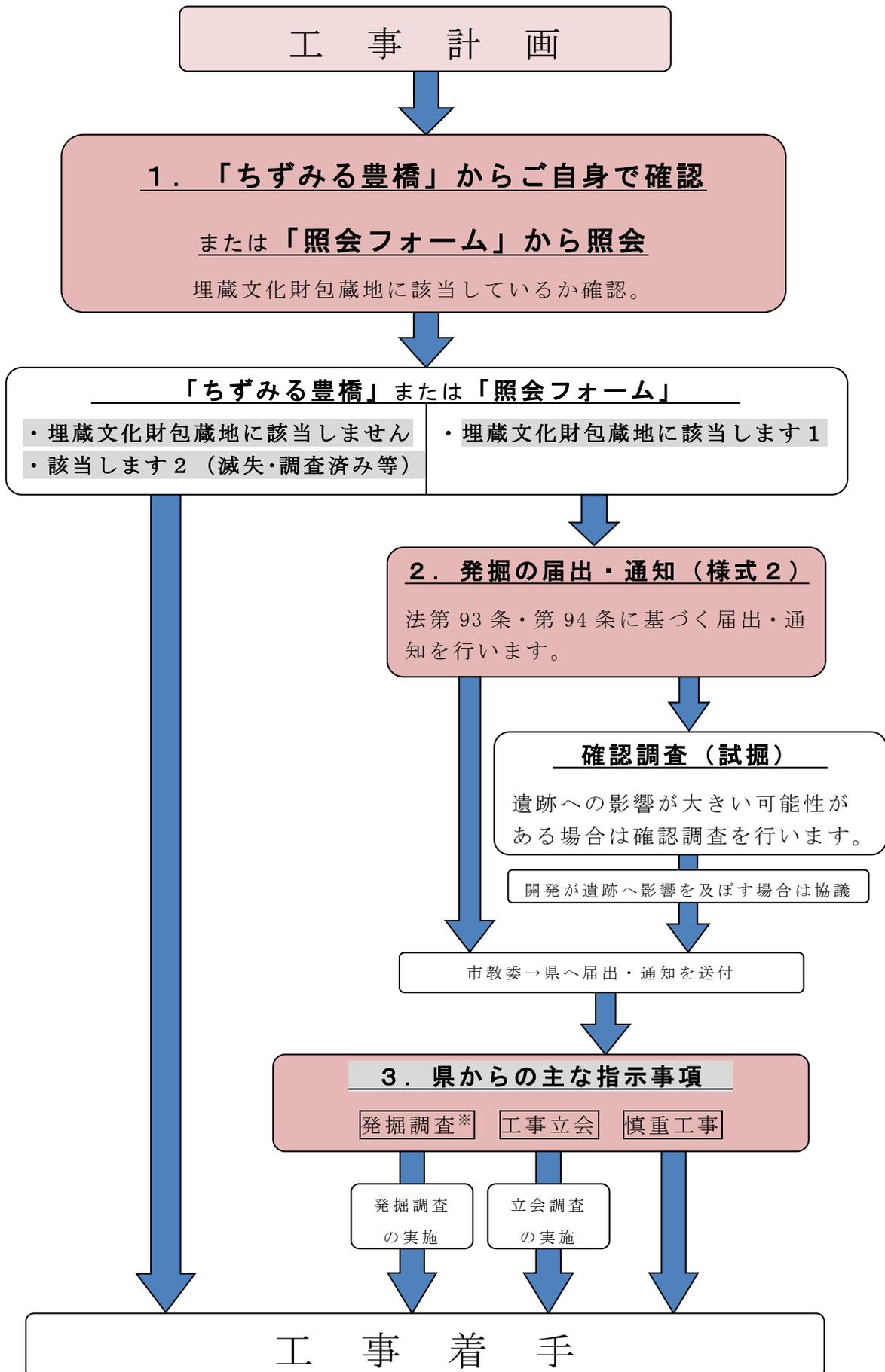
Ⅳ. 埋蔵文化財に関する問合せ先

埋蔵文化財包蔵地及び周辺部で土木工事による掘削作業などを計画される場合や、新しく埋蔵文化財を発見した場合や土器などの遺物を拾った場合は、市教委にご連絡下さい。

連絡先 豊橋市教育委員会教育部美術博物館文化財センター
〒440-0897 豊橋市松葉町三丁目 1 番地
TEL 0532-56-6060
FAX 0532-52-2961



埋蔵文化財の取扱い手続き（フロー）



※確認調査(試掘)後の協議の結果、遺跡の破壊を避けられない場合は発掘調査となります。

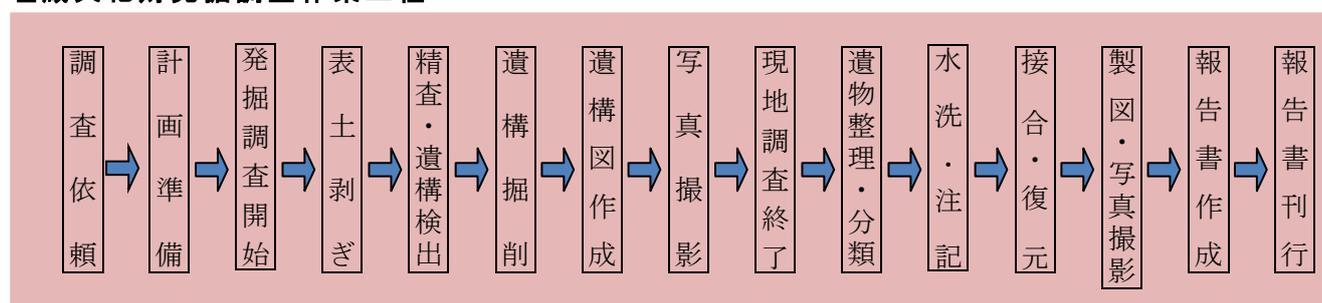
発掘調査について

1. 発掘調査とは

発掘調査は、次のような五つの要素から成り立ち、この順序によって作業が進行していきます。このうち、現地での発掘調査ばかりでなく、調査後の資料整理や報告書刊行にも大きな比重がかかります。

- ①調査目的の確立
- ②計画準備（期間・組織・打合せ等）
- ③予備調査（分布調査・試掘調査・確認調査）
- ④発掘踏査（発掘・記録・遺物収納）
- ⑤資料整理、報告書刊行

埋蔵文化財発掘調査作業工程



2. 調査経費

発掘調査に要する経費は、遺跡の現況を変容させる者（工事の場合は工事主体者）が負担することになります。教育委員会等の調査主体者に発掘調査を依頼した場合、この依頼者が発掘調査に要する費用の全額を負担することになります（調査費原因者負担の原則）。

この調査費の負担範囲は、一般的に右記表のようになります。

なお、個人住宅等の場合は、行政/市が調査費用を負担する場合がありますので、事前にご相談下さい。

発掘調査費負担範囲（概要）

科目	細目	内訳
1 共済費		労働災害保険、雇用保険等
2 報償費		指導者謝礼
3 賃金	発掘調査賃金 整理作業賃金	発掘調査作業員賃金 整理・報告書作成作業員賃金
4 需用費	消耗品費 燃料費 印刷製本費 光熱水費	発掘・整理作業用消耗品 機械燃料代等 フィルム現像、報告書印刷 電気・ガス・水道代等
5 役務費	通信運搬費	電話代等
6 委託料	測量費 分析調査費 保存処理費	基準点設置、航空測量費等 自然科学分析 出土遺物保存処理費
7 賃借料		重機・機材借上げ料

3. 調査期間

発掘調査に必要な日数は、埋蔵文化財の性格上（土中にあり予測が困難）予定が立て難く、同じ面積でも遺跡の種類によって変わってきます。遺跡によっては予測を上回る量の遺物が出土し、発掘調査の日数が予定を越えてしまう場合もあります。また、天候によっても若干の影響を受けます。調査日数に関しては、遺跡の内容等によって左右されますので全て一律というわけではありません。

発掘調査の計画策定では、個々の遺跡について事前の試掘等の調査から遺跡の性格を把握し、個々の要素を総合的に検討して計画準備期に具体的な期間、日程を決定します。